

届け出と証明

戸籍に関する届け出と証明

担当:市民課 ☎870-4011

●本人確認

第三者による虚偽の届け出の防止および市民の個人情報
を保護するため、戸籍の届け出(婚姻・協議離婚・養子縁組・
協議離婚縁届)、と住民異動届(転入・転居・転出・世帯変更届)
の際、運転免許証などによる本人確認を実施しています。本

人確認できるものをお持ちでないときは届け出があった旨
のお知らせを郵便でお送りします。また、戸籍謄抄本等証明
書交付申請時にも本人確認を実施しています。詳細はお問
い合わせください。

種類	届出期間	届出人	届出地	必要なもの
出生届	生まれた日から 14日以内	父または母	子の本籍地・出生地 届 出人の所在地	・出生届書 ・出生証明書 ・母子健康手帳 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・届出人の印鑑
死亡届	届出人が死亡の事実 を知った日から7日 以内	次の順位で 【1】同居の親族 【2】同居していない親族 【3】同居者 【4】家主・地主など	死亡した人の本籍地・死 亡地 届出人の所在地	・死亡届書 ・死亡診断書または検案書 ・届出人の印鑑 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・年金証書(国民年金受給者)
婚姻届	—	夫と妻	夫または妻の本籍地 または所在地	・婚姻届書 ・戸籍謄本(本籍地が大東市以外の人) ・届出人の印鑑(旧姓のもの) ・本人確認ができるもの ・未成年者のときは父母の同意書が必要です ・婚姻届書には、成人の証人2人の署名・押印が必要です
離婚届	・調停離婚 調停成 立から10日以内 ・審判・裁判離婚確定 の日から10日以内	・協議離婚のとき:夫と妻 ・調停・審判・裁判離婚の とき:申立人	夫婦の本籍地または 届出人の所在地	・離婚届書 ・戸籍謄本(本籍地が大東市以外の人) ・調停調書の謄本 ・審判・判決の謄本と確定証明書 ・届出人の印鑑 ・本人確認ができるもの ・協議離婚届書には、成人の証人2人の署名・押印が必要 です

●戸籍謄本・抄本が必要なとき

使用目的を明記する必要があります。本籍地が大東市に
ある場合に限り。代理人のときは委任状が必要です。除
籍の場合は別途制限があります。

【必要なもの】

申請者の印鑑・申請者の本人確認ができるもの

【手数料】

戸籍謄・抄本 1通 450円

除籍謄・抄本 1通 750円

住民票に関する届け出と証明

担当:市民課 ☎870-4011

●住民票の写しが必要なとき

使用目的を明記する必要があります。代理人のときは委
任状が必要です。市民サービスコーナー、証明書自動交付機
でも交付を受けることができます。

証明書自動交付機を利用する場合は、市民カードが必要
です。

【必要なもの】

申請者の本人確認ができるもの

【手数料】

1通250円

●戸籍の附票の写しが必要なとき

本籍地が大東市にある場合に限り。代理人のときは
委任状が必要です。

【必要なもの】

申請者の本人確認ができるもの

【手数料】

1通300円

種類	届出期間	必要なもの
転入届 (他の市町村から引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	・前住所地の市町村が発行した転出証明書 ・年金手帳(国民年金加入者のみ) ・年金証書(国民年金・厚生年金受給者) ・印鑑※代理人の場合は、代理人の印鑑が必要です ・本人確認ができるもの
転居届 (市内で引っ越したとき)	転居した日から14日以内	・国民健康保険証(加入者のみ) ・年金証書(国民年金・厚生年金受給者) ・介護保険被保険者証(交付を受けている人) ・印鑑※代理人の場合は、代理人の印鑑が必要です ・本人確認ができるもの
転出届 (他の市町村に引っ越すとき)	転出する日までに	・国民健康保険証(加入者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・介護保険被保険者証(交付を受けている人) ・印鑑※代理人の場合は、代理人の印鑑が必要です ・本人確認ができるもの
世帯変更届 (世帯主を変更したり、世帯を分離・ 合併したとき)	変更があった日から14日以内	・国民健康保険証(加入者のみ) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・印鑑※代理人の場合は、代理人の印鑑が必要です ・本人確認ができるもの
住民票コード確認届 本人(15歳以上)または法定代理人	随時	・本人確認のための証明書(運転免許証、パスポート)

住居表示に関する届け出

担当:市民課 ☎870-4011

住居表示地区に家屋などを新・改築するときには、新築届(住居番号を付けるための届け出)が必要です。印鑑、付近見取図、
建物平面図を持参のうえ、届け出てください。

外国人登録と証明

担当:市民課 ☎870-4011

申請は、原則として16歳以上の人は本人が届け出て下さい。16歳未満の人は同一世帯の父か母または、同一の住所で16歳以上の人が届け出て下さい。

種 類	届出期間
新規登録申請	入国や出生したとき ・入国(上陸の日から90日以内) ・出生(出生の日から60日以内)
登録証明書の切替交付申請	登録事項の確認 ・16歳以上の人は切替日到達後30日以内(切替日はカード下部に記載) ・16歳未満の人は16歳に達した日から30日以内
登録証明書交付申請	証明書の紛失などによる再交付を求めるとき その事実を知った日から14日以内
転入届	大東市へ転入したとき 住所を定めた日から14日以内
転居届	市内で住所を移したとき 転居した日から14日以内
その他の登録事項変更届	氏名・国籍・職業・勤務先・在留の資格・在留期間などを変更したとき 変更のあった日から14日以内

※届け出に必要なもの、その他詳しくは外国人登録担当までお問い合わせください

●外国人登録原票記載事項証明書が必要なとき

代理人(本人と同一世帯の家族以外の人)のときは委任状が必要です。証明書自動交付機でも交付を受けることができます。この場合、市民カードが必要です。

【必要なもの】

申請者の本人確認ができるもの

【手数料】

1通 250円

印鑑登録と証明

担当:市民課 ☎870-4011

●印鑑登録の手続き

【印鑑登録のできる人】

大東市に住民登録か外国人登録をしている15歳以上の人です。

●本人が登録するとき

直接窓口に登録したい印鑑と顔写真の貼付された証明書(運転免許証など官公署が発行したもの)を持参してください。その場で確認できないときは、本人あてに照会書を郵送し、署名・押印して、もう一度窓口に来て登録することになります。

●病気などで、やむを得ず代理人が登録するとき

登録する印鑑と代理人の印鑑、委任状などが必要です。この場合、本人あてに照会書を郵送し、本人が署名・押印して、もう一度本人か代理人が窓口に来て登録することになります。

【印鑑登録証の交付】

印鑑の登録手続きが済むと、印鑑登録証をお渡します。

●印鑑登録証・登録印をなくしたとき

印鑑登録証・登録印をなくしたり、印面が変形したときには届け出をしてください。

●印鑑登録を廃止したいとき

印鑑登録証と印鑑を持参して印鑑登録廃止届を出してください。改印するには、新たに登録の手続きをしてください。

●印鑑登録証明書が必要なとき

【必要なもの】

印鑑登録証

【手数料】

1通 300円

その他

担当:市民課 ☎870-4011

だいたう市民カードに暗証番号を登録していただくと、休日でも印鑑登録証明書(本人のもの)や住民票の写し(本人と同一世帯の人)などを請求することができます。

設置場所・利用できる時間・休止日

設置場所	利用できる時間	休止日
本庁	平日 午前8時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時	12月30日～1月4日
住道駅前市民サービスコーナー(生涯学習センター「アクロス」)	平日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時	第2木曜日(その日が祝日の場合は翌日)、12月30日～1月4日
まなび北新(北新町府宮住宅3号棟1階)	平日 午前10時～7時 土・日曜日、祝日 午前10時～5時	火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、12月30日～1月4日
諸福老人福祉センター	平日、土曜日 午前9時～午後5時	日曜日、祝日、12月30日～1月4日
北条人権文化センター	平日、土曜日 午前9時～午後5時	日曜日、祝日、12月30日～1月4日
野崎人権文化センター	平日、土曜日 午前9時～午後5時	日曜日、祝日、12月30日～1月4日

●市民サービスコーナー

戸籍謄抄本および附票、住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書、印鑑登録証明書などの交付を受けることができます。

【住道駅前市民サービスコーナー】

月～金曜日午前9時～午後5時30分[休日、第2木曜日(休日の場合はその翌日)を除く]証明書の交付を受けることができます。

【北条人権文化センター・野崎人権文化センター】

月～金曜日午前9時～午後5時(休日を除く)、住民票の写し(同一世帯の人)の交付を受けることができます。

●住民基本台帳カード(住基カード)

希望者に交付します。顔写真入りと顔写真無しの2種類あります。有効期限は交付後10年、交付を受けた市町村の住民でなくなると廃止になります。

【申請できる人】

大東市に住民票のある人で本人に限ります(15歳未満の人は親権者)。

【必要なもの】

本人確認のため運転免許証など顔写真の貼付された官公署発行の証明書。無い場合は郵送による照会書を受け取り、その照会書を持って、もう一度窓口に来て交付を受けます。写真入りを希望の場合6カ月以内撮影の無帽、正面、無背景の顔写真(4.5センチ×3.5センチ)1枚、印鑑

【手数料】

500円

●住民票の広域交付

自分や同じ世帯の住民票であれば、全国どこの市町村でも交付を受けることができます。ただし、本籍・筆頭者は記載されません。

【必要なもの】

本人確認のため運転免許証など顔写真の貼付された官公署発行の証明書または住基カード、印鑑

【手数料】

250円

【受付時間】

午前9時～午後5時

●転入転出の手続きの簡素化

転入届(付記転入届)を転出先市町村に郵送することにより、転入先市町村に住基カードを持参すれば転入届(付記転入届)ができます。

【申請できる人】

住基カードの交付を受けている人。詳しくは住基担当☎870-4011までお問い合わせください。

●公的個人認証サービス

インターネットを通じてさまざまな行政手続きを行う場合に必要になる電子証明書(住民基本台帳カードに記録)を発行しています(有効期限:交付後3年)。

引越しによる住所変更および婚姻やその他戸籍の届け出などによる氏名変更をした場合は無効になります。

【必要なもの】

本人確認のための運転免許証など顔写真の貼付された官公署発行の証明書。代理人は、申請人の委任状と印鑑証明書、代理人の免許証など顔写真の貼付された官公署発行の証明書、住基カード、印鑑

【手数料】

500円